

松山大学科目等履修生（外国人）募集要項

2024 年度各日程・受験時期指定

	2024 年度 4 月（前学期）募集分	2024 年度 9 月（後学期）募集分	
出願書類提出期限	2023 年 10 月 6 日（金）正午	2024 年 4 月 5 日（金）正午	
審査結果発表	2023 年 11 月 15 日（水）頃	2024 年 4 月 22 日（月）頃	
日本語の運用能力を証する試験の受験時期指定			
	日本留学試験	2022 年 11 月以降	2023 年 6 月以降
	日本語能力試験	2022 年 12 月以降	2023 年 7 月以降

1. 募集学部（学科）

経済学部（経済学科）・経営学部（経営学科）
人文学部（英語英米文学科・社会学科）・法学部（法学科）

2. 入学時期

4 月又は 9 月

3. 出願資格

次の要件を満たす者。

- ① 日本国籍を有しない者であって外国で 12 年の課程の学校教育を修了した者又はこれに準ずる者。
- ② 独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の「日本語」が 250 点(記述含む。)以上の者又は独立行政法人国際交流基金と公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」N1 以上に合格している者。

4. 出願手続

以下の提出期限までに、出願者又は身元保証人が出願書類を持参しなければならない。郵送による受付は行わない。

(1) 提出期限（締切日厳守）・・・本紙冒頭に記載のとおり

(2) 出願書類

- ① 科目等履修生入学願書及び科目等履修願（いずれも本学所定書式、原則 MS・Word で作成）

松山大学 HP（<http://www.matsuyama-u.ac.jp/>）からシラバス検索を開き、履修希望科目を選定すること。

- ② 最終学校の卒業証明書又は卒業見込み証明書（いずれも原本）

最終学校が中国の場合は、いずれの書類も中国国内の各地方の公証処（各地方の司法局に認定された機関）が発行する公証書又は CHSI 中国学歴・学籍認証センター日本代理機構が発行する学歴等認証書の原本を提出すること。ただし、現在日本に在留しており、「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格が「留学」の者は、公証書又は学歴等認証書の提出を免除する。

- ③ 日本語能力を証する書面

下記の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれか 1 点を提出すること。

(ア) 日本留学試験の「成績確認書」（A4 サイズのコピー）

(イ) 日本語能力試験の「認定結果及び成績に関する証明書」（原本）

(ウ) 日本語能力試験の「合否結果通知書」（A4 サイズのコピー）及び「日本語能力認定書」（A4 サイズのコピー）

＊ 日本留学試験は、指定の時期に受験科目「日本語」を受験したものを提出すること。

＊ 日本語能力試験は、指定の時期に受験したものを提出すること。

- ④ 出願理由書（本学所定書式、原則 MS・Word で作成）

- ⑤ 健康診断書（胸部 X 線のみで可）

- ⑥ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（原本）

＊ 日本に在留している者のみ。日本に在留していない者は、入国後直ちに提出すること。

＊ マイナンバー（個人番号）が記載されていないもの。

⑦ 身元保証書（本学所定用紙）

⑧ 身元保証人の所得証明書、納税証明書、源泉徴収票又は確定申告書の写しのいずれかで、年間の所得及び納税額を証するもの。

＊ 身元保証人は、科目等履修生 1 名のみの保証を引き受けるものとする。

＊ 身元保証人は、日本国内に在住し日本国籍を有する者、日本に永住する外国人又はそれに準ずる者（出入国管理及び難民認定法別表第二に定める）に限る。

⑨ その他本学が必要とする書類

＊ 日本語学校又は専門学校に在学している者は、当該学校が発行する在学証明書及び成績証明書を提出すること。

＊ 証明書が日本語以外の言語で作成されている場合は、日本語の訳文を提出すること。なお、英語、中国語及び韓国語以外の言語で作成されている場合は、最終学校、大使館、総領事館、公証役場、その他公的機関で翻訳証明を受けた日本語又は英語の訳文を原本と共に提出すること。

＊ 上記以外に追加書類の提出を求めることがある。

※ ①から⑨の提出された書類は、原則として返却しない。個人情報保護法に基づき、松山大学で厳重に管理する。

(3) 提出先

松山大学国際センター事務部（〒790-8578 愛媛県松山市文京町 4-2）

5. 選考方法

提出書類に基づく総合判定により行う。

6. 審査結果発表

本紙冒頭に記載の時期に身元保証人を通じて通知する。

※ 入国管理局から「在留資格認定証明書」が発行されない場合は、科目等履修の許可を取消す。

7. 受講手続き

松山大学科目等履修生入学手続き時に案内する。

8. 受講料及び登録料

受講料 1 単位につき 10,000 円

登録料 10,000 円

※ 受講年度に引き続いて翌年度に科目等履修を許可された者は、登録料を免除する。

9. その他

(1) 受講期間

- ・ 科目等履修生の受講期間は許可した年度の前学期・後学期又は 1 年とする。ただし、更に期間の延長を願い出たときは、審査を行い許可することがある。

(2) 科目等履修科目の範囲

- ・ 科目等履修生が履修できる授業科目は、年度を通じて 40 単位以内とする。
- ・ 科目等履修科目は講義科目とし、言語文化基礎科目、健康文化科目、演習科目、実験・実習科目及び定員を定めている科目の科目等履修は原則として認めない。
- ・ 在留資格が「留学」の者は、1 週間につき 10 時間以上受講しなければならない。

(3) 学生証

- ・ 科目等履修生には学生証を交付する。

(4) 単位認定

- ・ 科目等履修生に対して、松山大学単位認定規程に基づき所定の単位を与える。